

## ○追加支給額の考え方

$$\text{追加支給額} = \text{支給額の差額 (※1)} \times (1 + \text{加算率})$$

### (※1) 支給額の差額の算定方法

$$\bullet \text{支給額の差額} = A - B$$

A : 新支給額 (事業主が配置する職業相談者にかかる賃金等)  $\times (1/3)$ )

(※ **見直し後**の「雇用保険の基本手当日額の最高額 $\times 330$ 日 $\div 365$ 日 $\times$ 支給対象期間の日数」が上限)

B : 旧支給額 (**見直し前**の「雇用保険の基本手当日額の最高額 $\times 330$ 日 $\div 365$ 日 $\times$ 支給対象期間の日数」)

(※2)

(※2) 旧支給額が「見直し前の「雇用保険の基本手当日額の最高額 $\times 330$ 日 $\div 365$ 日 $\times$ 支給対象期間の日数」」に満たない場合は、追加支給が発生しない。

(※3) 雇用調整助成金(出向)の支給を受けていた事業主については、中小企業雇用管理改善助成金の職業相談者配置事業における支給額を減額していた場合があり、今般の追加支給にあっても、雇用調整助成金(出向)にかかる追加支給額分を減額して算定する場合がある。

なお、新支給額及び旧支給額の上限額については、雇用保険の基本手当日額の最高額が見直された日(以下「各年度の8月1日」という。)を支給対象期がまたぐ場合、各年度の7月31日までと8月1日以降に分けて算定した額の合計額とします。